

子どもを守るための

フィルタリング



茨ひより
(茨城県公認Vtuber)

フィルタリングとは？

青少年がインターネットを安心・安全に利用できるように閲覧制限をかけることです。

ご存じですか？

どれもインターネットにつながる機器です。



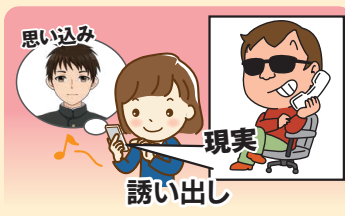
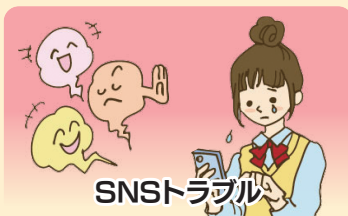
有害サイト例

アダルト、出会い系、
薬物、犯罪、自殺、
過剰な暴力、家出など

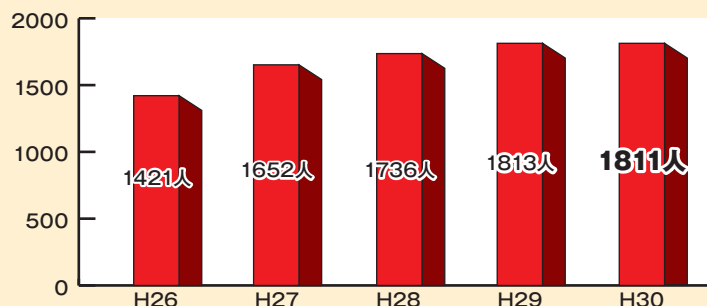
有害サイトをブロック



インターネットのトラブル・被害



SNSを通じて被害にあった児童・生徒数



SNSを通じて被害にあう子どもが後を絶ちません！また、平成30年で被害にあった子どものうち、フィルタリング利用の有無が判明した1,559人中の約9割がフィルタリングを利用していませんでした。(警察庁調査)

安全で安心なインターネット利用のために、すぐにできることは
フィルタリング利用とルールづくりです!!



考えよう 家族みんなで スマホのルール

私たちは子供たちの
情報モラル育成に取り組みます

茨城県 × 文部科学省

茨城県教育委員会 茨城県警察

青少年インターネット環境整備法*について

※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

青少年インターネット環境整備法が改正され、携帯電話会社(格安スマートフォン会社(MVNO)も含む)と契約代理店に対し、新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に下記のような義務が新たに設けられました。(改正法H30.2.1施行)

店側の義務

①青少年確認

契約締結者、携帯電話端末の使用者(締結者が成人の場合)が18歳未満が確認します。

②フィルタリング説明

・青少年有害情報を閲覧する恐れ
・フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に対し説明します。

③フィルタリングソフトウェアやOSの設定

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングをできるようにします。



保護者の役割

①18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。

②フィルタリングの説明を受けましょう。

③フィルタリングを使えるようにしてもらいましょう。

フィルタリングは、有害情報やうっかりアクセスによるトラブルからお子様を守ります。



(「ネットの危険からお子様を守るために今、保護者ができること」リーフレットより抜粋)

茨城県メディア教育指導員を派遣しています!

茨城県では、「保護者の目線」でインターネットの危険な面やトラブルへの対処方法、保護者の役割などについてお話できる、茨城県メディア教育指導員を派遣しています。子どものインターネット利用に対する不安を少しでもなくすために現状や対策などを一緒に学び考えてみませんか。



(講習会の様子)

【派遣申込について】

学校などの団体単位で県青少年家庭課あてにお申し込みください。

詳しくは で

【申込・お問い合わせ】 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課 青少年担当

電話 029-301-2183 FAX 029-301-2189 E-mail seishonen@pref.ibaraki.lg.jp
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

どんなことでもお気軽にご相談ください

〈架空請求などの消費生活相談〉

○消費者ホットライン 電話 188(局番なし、全国共通)

〈いじめなどの相談・情報提供〉

○茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター(月・水 9:00~16:30 火・木・金 9:00~18:30)

県央地区 電話 029-221-5550 県北地区 電話 0294-34-4652

鹿行地区 電話 0291-33-6317 県南地区 電話 029-823-6770 県西地区 電話 0296-22-7830

○子どもの人権110番 電話 0120-007-110(全国共通)※法務省

〈少年の非行や犯罪被害などの相談〉

○少年相談コーナー E-mail keishonen@pref.ibaraki.lg.jp(平日 8:30~17:15 夜間、休日は翌日以降の平日に対応)

水戸 電話 029-231-0900 つくば 電話 029-847-0919 (平日 8:30~17:15 夜間、休日は警察本部総合当直が対応)

〈学校のことや友だち関係などの相談〉※子ども専用(18歳まで)

○子どもホットライン 電話 029-221-8181(24時間対応)

Eメールでの相談はホームページから で

